

**鳥取県ドライブレコーダー普及促進事業補助金
【補助事業者申請・補助金交付申請書・実績報告書】提出書類チェックリスト**

このチェックリストは、補助事業者申請書・補助金交付申請書・実績報告書の記入等の誤りや添付書類の漏れを少なくして、修正等の事務手続きを軽減するために留意事項等をまとめたものです。
適切な補助金関係事務に対し、御協力をお願いします。

提出書類		チェック欄	
書類名	留意事項	申請者	県
① 第1号様式 (鳥取県ドライブレコーダー普及促進事業申込書兼誓約書)	<ul style="list-style-type: none"> ・太線の枠内(【記入欄】、【誓約事項】、【署名欄】)は、事業申込者(お客様)が記入する欄です。 ・店舗記入欄の口には、事業申込者(お客様)の運転免許証、自動車検査証を確認後、本補助金の要件を満たしていれば、口にしを記載してください。 ・控除金額(本補助金額)は、事業申込者(お客様)が、車両の前後を同時に撮影することができる単体又は複数のカメラの販売・取付の場合は、3,000円以上支払っていただければ、3,000円を記載してください。3,000円未満の支払いであれば、その支払った金額と同額の金額を記載してください。既に前方又は後方撮影カメラが取り付けられている車両に前後同時撮影ができるよう追加する単体カメラの販売・取付の場合は、2,000円以上支払っていただければ、2,000円を記載してください。2,000円未満の支払いであれば、2,000円を記載してください。 ・事業申込者支払額(税込)は、「(機器費用+取付費用)×税率(10%)－本補助金額＝事業申込者支払額」を記載してください。 	□	□
② 第2号様式 (鳥取県ドライブレコーダー普及促進事業補助事業者申請書)	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者印を押印してください。 ※会社印ではありません。 	□	□
③ 第3号様式(誓約書)	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者印を押印してください。 ※会社印ではありません。 	□	□
④ 第6号様式 (鳥取県ドライブレコーダー普及促進事業補助金交付申請書)	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者印を押印してください。 ※会社印ではありません。 ・1台当たりの補助額A(※1)の車両の前後を同時に撮影することができる単体又は複数のカメラは、3,000円、既に前方又は後方撮影カメラが取り付けられている車両に前後同時撮影ができるよう追加する単体カメラは、2,000円、事務費は、300円を記載してください。 ・金額は、ドライブレコーダーは、3,000円×台数、2,000円×台数、事務費は、300円×台数を記載してください。 ・内訳の算定基準額(※3)は、ドライブレコーダーの金額(3,000円×台数)+(2,000円×台数)+事務費の金額(300円×台数)の金額を記載してください。 ・交付申請額等の算定基準額、交付申請額と内訳の算定基準額(※3)は、同額となります。 	□	□
⑤ 第9号様式 (鳥取県ドライブレコーダー普及促進事業補助金実績報告書)	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者印を押印してください。 ※会社印ではありません。 ・交付決定の算定基準額と交付決定額は、鳥取県が第7号様式(令和2年度鳥取県ドライブレコーダー普及促進事業補助金交付決定通知書)で通知した算定基準額と交付決定額を記載してください。 ・実績の算定基準額と交付決定額は、内訳の算定基準額(※3)と同額を記載してください。 ※1台の実績であれば、3,300円(ドライブレコーダーの3,000円と事務費の300円)の金額となります。 ・差引の算定基準額と交付決定額は、交付決定の算定基準額と交付決定額から実績の算定基準額と交付決定額をそれぞれ引いた額を記載してください。 ・1台当たりの補助額A(※1)のドライブレコーダーは、車両の前後を同時に撮影することができる単体又は複数のカメラは3,000円、既に前方又は後方撮影カメラが取り付けられている車両に前後同時撮影ができるよう追加する単体カメラは2,000円、事務費は、300円を記載してください。 ・金額は、ドライブレコーダーは、3,000円×台数、2,000円×台数、事務費は、300円×台数を記載してください。 ・内訳の算定基準額(※3)は、ドライブレコーダーの金額(3,000円×台数)+(2,000円×台数)+事務費の金額(300円×台数)の金額を記載してください。 ・交付申請額等の算定基準額、交付申請額と内訳の算定基準額(※3)は、同額となります。 ・口座名義のフリガナは、通帳に記載してあるフリガナを記載してください。 	□	□
⑥ 第9号様式別表 (事業申込者別補助事業内容一覧)	<ul style="list-style-type: none"> ・取付及び取付に要した経費(※2)は、ドライブレコーダーの機器と取付費用から消費税及び地方消費税相当分を差し引いた額を記載してください。 ・1台当たりの補助額は(※3)は、車両の前後を同時に撮影することができる単体又は複数のカメラは、上限の3,000円と(※2)の金額と比較して、低い額を記載してください。既に前方又は後方撮影カメラが取り付けられている車両に前後同時撮影ができるよう追加する単体カメラは、上限の2,000円と(※2)の金額と比較して、低い額を記載してください。 	□	□